

九州厚生局の指導医療官（医科担当）について

九州厚生局では、医学上の専門的知見から、保険診療の取扱いや診療報酬請求の内容等について保険医療機関等に対する指導・監査等を行う指導医療官（医科担当）を募集しています。

◎指導医療官（医科担当）とは

- ・ 医師の資格をもち、
- ・ 厚生労働省の地方厚生(支)局または都府県事務所に勤務し、
- ・ 保険医療機関等や保険医等に対する指導・監査等を行う厚生労働技官です。

◎主な職務内容

- ・ 保険医療機関等及び保険医等に対して、保険診療の取扱いや診療報酬請求事務、診療報酬改定内容について、集団指導または個別指導等を行います。
- ・ 診療内容又は診療報酬請求に不正又は著しい不当が疑われる保険医療機関等に対する監査を行います。
- ・ 保険者、審査支払機関、保険医療機関等及び保険医等に対する診療報酬の疑義解釈、点数表解釈等に関する指導、助言を行います。

◎勤務条件等

- ・ 国家公務員（厚生労働技官）として採用されます。
- ・ 定年は満 65 歳になった年度の 3 月 31 日です。
- ・ 勤務地は、地方厚生(支)局（全国 8 か所）および都府県事務所（39 か所）です。

※ 九州厚生局における勤務地は、医療課又は指導監査課（いずれも福岡市）、佐賀事務所、長崎事務所、熊本事務所、大分事務所、宮崎事務所、鹿児島事務所及び沖縄事務所の 8 か所です。
希望地については、ご相談に応じます。

- ・ 給与は、医療職俸給表(一)が適用されます。（通勤手当、扶養手当等も支給されます。）
- ・ 勤務時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分です。
- ・ 休日は、土日祝日及び年末年始、年次休暇、夏季休暇等の特別休暇があります。
- ・ フレックスタイム制（始業・終業時間の自主的な決定）があります。
- ・ 職務に関する研修は、採用時及び定期的に行います。

◎その他

- ・ 定年後にその者の後任の指導医療官を配置（採用）することが困難であると認められる場合には、定年後に 1 年更新で最大 3 年間の勤務延長ができる制度があります。（最長で 68 歳になった年度の 3 月 31 日まで）



厚生労働省
九州厚生局

○お問い合わせ先

厚生労働省九州厚生局総務課
092-707-1115